

宗像市スポーツ推進審議会委員名簿(案)

任期:平成25年5月30日～平成27年5月29日

区分	氏名	備考
教育関係機関を代表する者	江崎 美那子	宗像市立赤間小学校教頭
知識経験を有する者	梅田 保人	福岡県立宗像高等学校校長
	市丸 直人	福岡教育大学教授
	鈴木 清史	日本赤十字九州国際看護大学教授
	木村 公喜	日本経済大学教授
	北濱 幹士	東海大学福岡短期大学講師
	中平 稔人	福岡県県民文化スポーツ課企画主幹
スポーツ関係団体を代表する者	末永 昭人	宗像ユリックス・アクアドーム所長
	吉田 益美	宗像市スポーツ推進委員長
	釜瀬 計	宗像市体育協会副会長
	石松 幸子	宗像市レクリエーション協会
	橋本 瞳代	南郷地区総合型地域スポーツクラブ事務員
	田崎 克也	グローバルアリーナ統括マネージャー
	稻田 亨	宗像観光協会事務局長
	渡邊 敏行	財団法人サニックススポーツ振興財団職員

参考資料

○宗像市スポーツ推進審議会条例

平成16年3月31日

条例第5号

改正 平成16年12月28日条例第33号

平成22年12月27日条例第29号

平成23年12月28日条例第21号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23条例21・一部改正)

(設置)

第2条 本市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平23条例21・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育関係機関を代表する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働・環境部市民活動推進課において処理する。

(平16条例33・平22条例29・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第33号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月27日条例第29号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

